

障害者の方の

様々な支援制度について

福祉児童課 (内線223)

交通機関等に関すること

鉄道や飛行機などの交通機関や、タクシーなどについては、障害の程度により運賃などが割引になる制度があります。

* 第1種障害者と第2種障害者の区分

種別	区分	対象者
身体障害者	第1種	・視覚障害者1～3級及び4級の一部 ・聴覚障害者2～3級の方 ・肢体不自由1～3級の方(一部を除く) ・内部障害1～4級の方 (4級の一部を除く)
	第2種	第1種以外の方
知的障害者	第1種	療育手帳A判定(愛護手帳1～2度)
	第2種	第1種以外の方

◆ JR各社旅客運賃割引

身体障害者、知的障害者及びその介護者がJR各社の経営する鉄道、航路(船)、自動車道(バス)及び連絡運輸の取扱いをする会社線(第3セクター等)を乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

・割引率 5割です。ただし自動車線の定期乗車券は3割です。

▼対象者

身体障害者・知的障害者・介護者

▼問合せ JR各社

◆ 私鉄運賃等の割引

JR各社旅客運賃等割引制度に準じて、割引制度があります。

▼対象者 身体障害者・知的障害者

▼問合せ 私鉄各社

◆ 航空運賃の割引

満12歳以上の身体障害者又は知的障害者及びその介護者が定期航路の国内線区間を利用する場合に航空運賃が割引されます。

▼対象者

満12歳以上の身体・知的障害者及び介護者

▼問合せ 各航空会社及び支店・営業所

◆ タクシー料金の割引

障害者がタクシーを利用した場合規定料金の1割が割引となる場合があります。

▼対象者 障害者

▼問合せ 各タクシー会社

◆ 駐車禁止除外指定車標章

県公安委員会から現に障害者本人が使用中の場合に限り、道路交通法の道路標識等による駐車禁止又は時間制限駐車区間の場所に駐車することが出来ます。

▼対象者 身体障害者のうち、下肢・

体幹・脳原性移動・視覚障害(本人運転を除く)・呼吸器障害・免疫障害・心臓障害の1～4級、腎臓1～4級程度の知的障害者

▼問合せ 所轄警察署

◆ 有料道路通行料金の割引

身体に障害のある方が自ら自動車を運転する場合又は第1種障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転して有料道路を利用する場合に通行料金が割引されます。

▼問合せ 福祉児童課

税制上の軽減措置

◆ マル優制度(利子等の非課税制度)

障害者等の方に、利子等の非課税制度が適応されます。

- ① 郵便貯金の利子所得の非課税制度
- ② 少額預金の利子取得等の非課税制度
- ③ 少額公債の利子の非課税制度

限度額は、元本又は額面が350万円以下となります。

▼対象者 障害者・戦傷病者

▼問合せ 郵便局、銀行、信託銀行、証券会社等

その他の福祉サービス

◆ NHK受信料の免除

▼対象者

全額免除…身体障害者のいる低所得世帯・重度知的障害者のいる市町村民税非課税世帯

半額免除…世帯主が視覚・聴覚障害者の世帯・世帯主が重度の肢体不自由者(1～2級)

◆ 電話

◎電話架設費の分割払い・電話番号案内無料扱い・携帯電話料金の割引

▼対象者 障害者・戦傷病者

▼問合せ 各電話会社、携帯電話会社



◎電話番号案内の無料扱い

(ふれあい案内)

電話帳より電話番号を探すことが

困難な方の電話番号案内料金の無料

▼対象者 障害者・戦傷病者

▼問合せ NTT西日本

☎ 0120・104・174

(フリーダイヤル)

FAX 0120・201・390

(フリーダイヤル)

◎携帯電話料金の割引

基本料金等が割引になる場合があります。

▼対象者 障害者

▼問合せ 各携帯電話会社

◆郵便

◎郵便料金の免除及び軽減

▼対象者 点字内容物・指定された施設及び身体障害者

◎青い鳥郵便はがきの配布

▼対象者 重度身体障害者・重度知的障害者

▼申し込み受付期間

毎年4月1日～5月末日

◎第3種郵便物の低料金扱い

▼対象者 障害者団体等

▼問合せ

日本郵政グループお客様サービス相談センター

☎ 0120・232・886

(フリーダイヤル)

◆その他障害者レクリエーション・スポーツ等

▼問合せ 福祉児童課

0120・232・886

(フリーダイヤル)

▼問合せ 福祉児童課

所得税の電子申告 (e-Tax) のお知らせ

●電子証明書の取得はお早めに！！

電子証明書は、住民が安心してインターネットを通じて国や地方の行政機関が行う電子申告・申請等の行政サービスを受けるために利用するものです。

ホームページからカンタン申告 (<http://www.e-tax.nta.go.jp>)

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

e-Taxで申告すると・・・

1. 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名及び電子証明書を付して所得税の確定申告をe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができるようになりました。(平成19年分又は平成20年分のいずれか1回。ただし、平成19年分は平成20年3月17日(月)、平成20年分は平成21年3月16日(月)までに申告された場合に限りです。)

2. 添付書類が提出不要

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、提出に代えて、記載内容を入力して送信できるようになりました。(確定申告期限から3年間、添付書類の提出又は提示を求められることがあります。)

3. 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

手順は・・・

STEP1

役場住民課窓口において、住民基本台帳カード(500円)及び電子証明書(500円)を取得してください。(ご本人が、運転免許証、またはパスポートを持参し、交付申請してください。)

STEP2

開始届出書を納税地を所轄する税務署(扶桑町は小牧税務署)に提出してください。※インターネットを利用したオンライン提出ができます。

STEP3

税務署から利用者識別番号及び暗証番号の記載された通知書が送付されます。オンライン提出の場合、即時発行されます。

STEP4

e-Taxの初期登録(暗証番号の変更及び電子証明書の登録)を通知書に記載された期限までに行ってください。※ICカードリーダーライターをご用意ください。

STEP5

これでインターネットを利用したe-Taxでの申告等ができます。※申告会場に行かなくても、自宅にいながらにして、申告ができます。

問合せ 税務課 町民税グループ 内線 266・267